

(仮称) 沖縄県消防共同指令センター

「名称・愛称」募集!!!



完成イメージ図

- 1 応募資格 沖縄県内に在住の方
- 2 応募期間 平成26年8月1日～平成26年9月30日
- 3 応募方法 別紙 募集要領のとおり

○ お問い合わせ先

〒900-0029

沖縄県那覇市旭町112-18 沖縄県旭町会館 1階

沖縄県消防通信指令施設運営協議会 事務局 企画広報班

TEL : 098-988-8800

FAX : 098-862-8234

E-mail : oki_kouiki@castle.ocn.ne.jp

○ (仮称)沖縄県消防共同指令センターとは

1. 業務

- ① 関係団体管轄の119番通報を受け付け
- ② 救急車や消防車の手配や医師等の関係者へ連絡

2. 場所

〒904-0202

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1220番地
比謝川行政事務組合 ニライ消防本部内

3. 共同で整備するメリット

- ① 大規模災害に強いネットワークの構築
- ② 職員の有効配置に伴い、消防力の強化
- ③ 費用の低廉化（単独整備と比較）

4. 構成団体

宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、久米島町
「島尻消防、清掃組合」（南城市・八重瀬町）、東部消防組合（南風原町・
与那原町・西原町）、中城北中城消防組合（中城村・北中城村）、金武地区消防
衛生組合（金武町・恩納村・宜野座村）、国頭地区行政事務組合（国頭村・
大宜味村・東村）、比謝川行政事務組合（嘉手納町・読谷村・北谷町）、
伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村
伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町（順不同）

構成団体：26団体

構成市町村：36市町村



※ 単独で対応する団体

那覇市、浦添市、沖縄市、本部町今帰仁村消防組合「本部町・今帰仁村」

(仮称)沖縄県消防共同指令センター名称募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名称及び愛称（以下、「名称等」という。）を公募することにより、消防に関する住民の意識の高揚と住民参加の促進を図ることを目的とする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県に居住する者

(応募記載事項)

第3条 応募の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 名称等とふりがな
- (2) 名称等の簡単な説明（理由）
- (3) 氏名とふりがな
- (4) 住所
- (5) 電話
- (6) 性別
- (7) 年齢（任意）

(応募方法)

第4条 応募の方法は、次のとおりとする。

- (1) 持参（業務時間内 平日 8時30分から17時15分まで）
沖縄県消防通信指令施設運営協議会 事務局
那覇市旭町112-18 沖縄県旭町会館 1階
- (2) 郵送
〒900-0029 沖縄県那覇市旭町112-18 沖縄県旭町会館 1階
沖縄県消防通信指令施設運営協議会 事務局 企画広報班
- (3) ファックス
098-862-8234
- (4) 電子メール
oki_kouiki@castle.ocn.ne.jp ※メール件名は「名称応募」とする。

(応募の制限)

第5条 応募の制限は、次のとおりとする。

- (1) 名称・愛称1人各2点以内とする。
- (2) 名称等は、漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらを組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称とする。（アルファベット及び記号は不可。）
- (3) 既知の固有名詞及びそれに酷似する名称については、不可とする。

(応募作品の修正)

第6条 応募の名称等は、そのまま採用することが困難な場合、必要に応じて修正することができる。この際、原案の趣旨を損なわない範囲でこれを行なう。

(応募期間)

第7条 期間は、平成26年8月1日（金）～平成26年9月30日（火）

(周知方法)

第8条 周知方法は次のとおりとする。

- (1) ホームページ
 - ① 沖縄県消防通信指令施設運営協議会
 - ② 関係団体及び構成市町村
- (2) 広報誌
消防共同指令センター共同整備事業参画団体を含む構成市町村等広報誌
- (3) その他

(選定方法)

第9条 名称等は、応募された作品を委員会にて各3点ほどまで選定し、沖縄県消防通信指令施設運営協議会に諮り決定する。

(発表)

第10条 審査結果については、ホームページ及び広報誌によって行なう。その場合、受賞作品の応募者の氏名、住所（市町村名まで）を発表します。

(懸賞等)

第11条 名称等の公募にあたって、次のとおり懸賞を設ける。

- (1) 記念品の種類・内容等について
 - ① 名付け親賞（名称及び愛称） 各1名 商品券10,000円分
 - ② 優秀賞（名称及び愛称） 各1名 商品券 3,000円分

(作品の取り扱い)

第12条 受賞作品の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受賞作品のすべての著作権は、沖縄県消防通信指令施設運営協議会に帰属するものとし、応募者は応募作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行なわないこととします。
- (2) 受賞作品の商標、意匠の出願登録を沖縄県消防通信指令施設運営協議会が行なう場合があります。
- (3) 受賞作品は、印刷文、広告塔、のほり等の様々な媒体により、広く使用させていただきます。

(その他)

第13条

- (1) 受賞後、受賞作品がすでに発表されているものと同じ又は、類似のものであることが判明した場合は、受賞を取り消すことがあります。
- (2) 賞品以外の契約料や利用料金等に金銭的対価をお支払いすることはありません。
- (3) 応募者の個人情報については、本事業実施に関わる事項以外は使用しません。

[問い合わせ先]

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町112-18 沖縄県旭町会館 1階
沖縄県消防通信指令施設運営協議会 事務局 企画広報班
TEL: 098-988-8800 FAX: 098-862-8234
E-mail: oki_kouiki@castle.ocn.ne.jp